

(参考)

日影規制				
第一種低層住居専用地域	軒高さ7m超えか、3階以上	1.5m	3H	2H
第一種中高層住居専用地域	高さ10m超え、	4.0m	4H	2.5H
第一種・第二種住居地域	高さ10m超え、	4.0m	5H	3H
特定区域で用途地域の指定のない区域	高さ10m超え、	4.0m	5H	3H
・特定区域(リゾート地域):※参照				

斜線制限		
道路斜線		
第一種低層住居専用地域	距離20m	勾配1.25
第一種中高層住居専用地域	距離20m	勾配1.25
第一種・二種住居地域	距離20m	勾配1.25
近隣商業地域	距離20m	勾配1.5
商業地域	距離20m	勾配1.5
準工業地域	距離20m	勾配1.5
工業地域	距離20m	勾配1.5
用途地域の指定のない区域	距離20m	勾配1.5
隣地斜線		
第一種中高層住居専用地域	20m+勾配1.25	
第一種・二種住居地域	20m+勾配1.25	
近隣商業地域	31m+勾配2.5	
商業地域	31m+勾配2.5	
準工業地域	31m+勾配2.5	
工業地域	31m+勾配2.5	
用途地域の指定のない区域	20m+勾配1.25	
北側斜線		
第一種低層住居専用地域	5m+勾配1.25	
第一種中高層住居専用地域	日影規制適用のため除外	

絶対高さ	
第一種低層住居専用地域	H10m

容積率制限規定	
前面道路の内の最大幅員が12m未満の場合	
住居系地域は	道路幅員に4/10を掛ける。(ex. 第一種住居地域で容積率200%の場合、幅員5m未満で容積率減)
上記以外地域	道路幅員に6/10を掛ける。(ex. 商業地域で容積率400%の場合、幅員6.7m未満で容積率減)

銚子市リゾート地域大型建築物指導要綱 対象建築物(建築面積1,000㎡超 又は下記高さ)	
第一種低層住居専用地域	地上3階以上の建築物、軒の高さが7mを超える建築物
第一種中高層住居専用地域	高さ10mを超える建築物
第一種・二種住居地域	高さ10mを超える建築物
近隣商業地域	高さ15mを超える建築物
商業地域	高さ20mを超える建築物
準工業地域	高さ15mを超える建築物
工業地域	高さ20mを超える建築物
上記以外の区域	高さ13mを超える建築物
・特定区域(リゾート地域):※参照	

銚子市地球が丸く見える丘景観条例 対象建築物等	
建築物	高さ13mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超える建築物の建築
特定工作物	高さが30mを超え、又はその敷地の用に供する土地面積が1,000㎡を超える特定工作物建設

※ 特定区域(リゾート地域)	
銚子市では、芦崎町、高田町、船木町、中島町、三門町、正明寺町、岡野台町、新町、猿田町、野尻町、小船木町、塚本町、忍町、長山町、小長町、富川町、森戸町、豊里台、笹本町、桜井町、諸持町、宮原町、白石町、茶畑町を除く区域である。	